

高知県消防広域化に関する実務協議会 第3回総務部会

日時：令和8年10月14日(水)10時～12時

場所：高知県自治会館 3階 第1会議室
(オンライン併用)

次 第

1 開会

2 高知県危機管理部長あいさつ

3 議事

(1) 県提案「実務協議会における確認事項(案)」 【資料1】

(2) 市町村議会の意見・要望 【資料2】

(3) 意見交換

4 閉会

配布資料

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料1】第3回消防広域化に関する実務協議会における確認事項(案) P 1～4

【資料2】市町村議会の意見・要望 P 5～11

高知県消防広域化に関する実務協議会
総務部会 部会員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	高知市	副市長	弘瀬 優
2	室戸市	副市長	黒岩 道宏
3	安芸市	副市長	植野 浩二
4	南国市	副市長	渡部 靖
5	土佐市	副市長	片山 淳哉
6	須崎市	副市長	梅原 健一郎
7	宿毛市	副市長	上村 秀生
8	土佐清水市	副市長	早川 聡
9	四万十市	副市長	武田 安仁
10	香南市	副市長	北村 浩司
11	香美市	副市長	※副市長は公開日時点で不在
12	東洋町	副町長	伊吹 真貴博
13	奈半利町	副町長	太田 達也
14	田野町	副町長	山中 大成
15	安田町	副町長	南 順一
16	北川村	副村長	岡宗 秀明
17	馬路村	副村長	清岡 隆
18	芸西村	副村長	都築 仁
19	本山町	副町長	高橋 清人
20	大豊町	副町長	鎌倉 仁
21	土佐町	副町長	高橋 昭雄
22	大川村	副村長	田渕 史剛
23	いの町	副町長	濱田 文晴
24	仁淀川町	副町長	下久保 幹夫
25	中土佐町	副町長	平田 政人
26	佐川町	副町長	田村 正和
27	越知町	副町長	國貞 誠志
28	梶原町	副町長	西村 新一
29	日高村	副村長	山崎 明
30	津野町	副町長	岡崎 光明
31	四万十町	副町長	富田 努
32	大月町	副町長	今宮 友和
33	三原村	副村長	大塚 猛
34	黒潮町	副町長	西村 康浩
35	高知市消防局	消防局長	西川 宜孝
36	安芸市消防本部	消防長	島崎 雅行
37	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮
38	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也
39	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人
40	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正
41	高知県	危機管理部長	江渕 誠

欠員

高知県消防広域化に関する実務協議会 第3回総務部会 出席者名簿

○部会員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席
1	高知市	副市長	弘瀬 優	○
2	室戸市	副市長	黒岩 道宏	○(オンライン)
3	安芸市	副市長	植野 浩二	○ 代理:安芸市消防本部消防長 島崎 雅行
4	南国市	副市長	渡部 靖	○
5	土佐市	副市長	片山 淳哉	○
6	須崎市	副市長	梅原 健一郎	—
7	宿毛市	副市長	上村 秀生	○ 代理:総務課長 長山 敏昭
8	土佐清水市	副市長	早川 聡	○
9	四万十市	副市長	武田 安仁	○(オンライン) 代理:防災まちづくり課 安岡 栄治
10	香南市	副市長	北村 浩司	○
11	香美市	副市長	※会議日時点で不在	○ 代理:香美市消防本部消防長 野口 正一
12	東洋町	副町長	伊吹 真貴博	○(オンライン)
13	奈半利町	副町長	太田 達也	○
14	田野町	副町長	山中 大成	○
15	安田町	副町長	南 順一	○(オンライン)
16	北川村	副村長	岡宗 秀明	○(オンライン)
17	馬路村	副村長	清岡 隆	○
18	芸西村	副村長	都築 仁	○(オンライン) 代理:総務課長 長崎 寛司
19	本山町	副町長	高橋 清人	○
20	大豊町	副町長	鎌倉 仁	○(オンライン) 代理:総務課長 平石 稔
21	土佐町	副町長	高橋 昭雄	○
22	大川村	副村長	田淵 史剛	○
23	いの町	副町長	濱田 文晴	○
24	仁淀川町	副町長	下久保 幹夫	○(オンライン)
25	中土佐町	副町長	平田 政人	○(オンライン)
26	佐川町	副町長	田村 正和	○
27	越知町	副町長	國貞 誠志	○(オンライン)
28	梶原町	副町長	西村 新一	○
29	日高村	副村長	山崎 明	○
30	津野町	副町長	岡崎 光明	○(オンライン)
31	四万十町	副町長	富田 努	○(オンライン)
32	大月町	副町長	今宮 友和	○(オンライン) 代理:総務課長 大野 三鈴
33	三原村	副村長	大塚 猛	○
34	黒潮町	副町長	西村 康浩	○
35	高知市消防局	消防長	西川 宜孝	○
36	安芸市消防本部	消防長	島崎 雅行	○ 代理:安芸市消防本部消防署長 公文 敬三
37	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	○
38	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也	○
39	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	○
40	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	○
41	高知県危機管理部	部長	江淵 誠	○

欠員

高知県消防広域化に関する実務協議会 第3回総務部会 出席者名簿

○その他部会員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
42	室戸市消防本部	消防長	多田 周平	オンライン
43	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	オンライン
44	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	オンライン
45	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	オンライン
46	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	オンライン
47	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一	オンライン
48	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	オンライン

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
49	総務省消防庁 消防・救急課	課長補佐	高木 馬白	オンライン
50	総務省消防庁 消防・救急課	広域化推進係長	岡元 大輔	オンライン

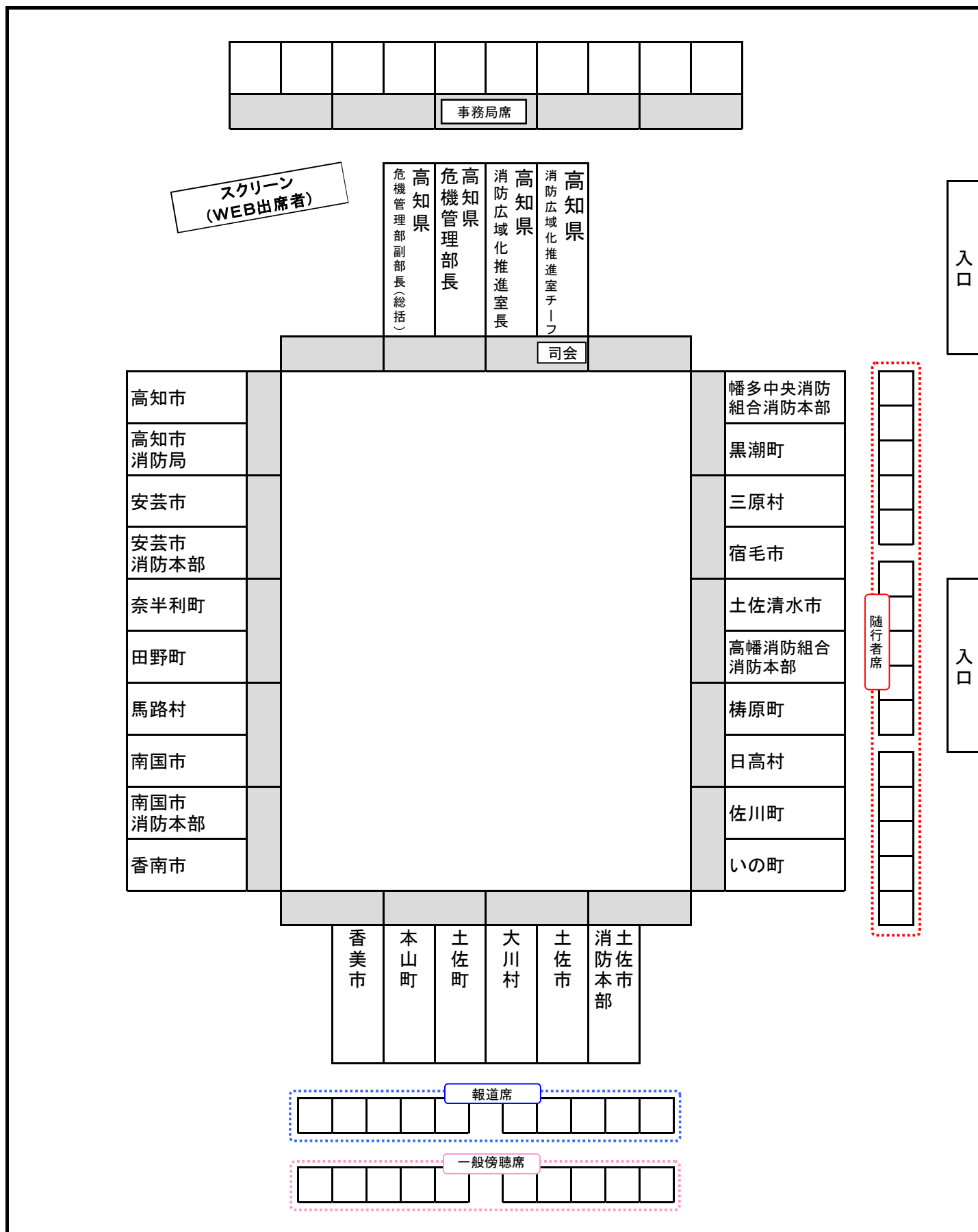
○事務局

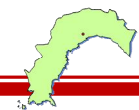
通し 番号	所属	職名	氏名
51	高知県危機管理部	副部長（総括）	甫喜本 博貴
52	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
53	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
54	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	室長	藤本 直人
55	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	チーフ	三浦 雅仁
56	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	主任	川村 考史
57	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	主任	榎尾 カー
58	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	主任	山崎 博春

高知県消防広域化に関する実務協議会 第3回総務部会 配席図

日時：令和8年10月14日（水）10時～12時

場所：高知県自治会館 3階 第1会議室





- ・将来にわたって必要な消防力を県全体で確保するため、県一消防体制の確立が必要であるという考えに変わりはない。
- ・指令システムの共同整備については、現行システムの更新時期までに完了させる必要があると考えており、そのスケジュールは実務的に見て相当程度タイト。このため、当面の間、須崎市を除く 33 市町村で協議を続けてはどうかと考えている。
- ・離脱を表明した須崎市には協議復帰の門戸を開いておき、引き続き 34 市町村が広域化に参加することを前提として議論を進めたい。
- ・消防広域化は市町村が主体となって実現されるべきものであり、県は調整役としてこれをサポートすべき立場。
- ・この基本に立ち返り、今後は一層、丁寧な議論を積み重ねながら、その実現が図られるよう環境整備に努める。

1 今後の協議の進め方

- 9/3の第 2 回実務協議会で須崎市の離脱表明があったこと、高知県市議会議長会の決議（8/6）、高知市消防広域化調査特別委員会の中間報告（9/30）などで示されたご意見を踏まえると、議論の再開に向けては、より余裕のあるスケジュールへの見直しが不可欠。
- 実務協議会の運営においては、事務局体制も含めて、市町村の主体性をより高める方向で検討が進められる環境を整えていきたい。
- 事務局体制のあり方なども含め、各市町村長に個別に伺ったご意見を踏まえ、今後の進め方やスケジュールの見直しなどについて慎重に検討を実施（9/15～9/30の間で市町村長への意見聴取を実施）。

上記を踏まえ、今後の進め方やスケジュールの見直しなどについて、県としてのたたき台を改めて作成。10/14に総務部会、10/19に第 3 回実務協議会を開催し、委員に確認いただいた上で議論を再開したい。

2 消防本部の統合

- 消防本部統合の実施時期や議論の進め方も含め、現行よりも幅を持ったスケジュールへの見直しを検討。

3 指令システム等の全県共同整備

- 最大規模である高知市と土佐市の現行システムの更新時期に合わせて共同整備することが、トータルコストの節減効果の観点から適当。
- 両市の現行システムの更新スケジュールを一つのリミットと考え、現行システムの更新時期までに確実に実現を図るため、引き続き、精緻なスケジュールの設定や管理が必要。

4 離脱表明した須崎市への対応

- 消防本部統合のスケジュール見直しの中身も含め、10/19の第 3 回実務協議会での確認事項を説明し、改めて協議会復帰を促していく。
- 協議会の議論を進めながらも、広域化関連議案の議会提出の準備に間に合う限りは、門戸を開いて協議会復帰の呼びかけを続ける。

令和 8 年 10 月 19 日 第 3 回消防広域化に関する実務協議会における確認事項（案）

※着色箇所は、市町村長ヒアリング（9 月実施）で説明した内容からの主な変更箇所です。

1 消防広域化の意義及び実務協議会の役割

- 人口減少の進行及び南海トラフ地震の切迫等を踏まえ、高知県における常備消防体制について共同化による広域化を進め、持続可能な消防力の確保を図ることが重要。
- 現在の県内 15 消防本部体制の下で高知市消防局が突出して高い整備水準を有していることを踏まえると、高知市を含めて最終的にはいわゆる県一消防本部体制への移行を目指すことが最も効果的な広域化の手法。
- これを展望しながら、当面は現行 15 消防本部の指令システム等の更新期に照準を当て、県内常備消防体制の広域化をできる限り進めることが適当。
- 消防事務の共同処理に当たっては、法定協議会や広域連合の設置など、その組織体制の整備等について市町村議会での議決が必要。
実務協議会は、各市町村執行部が議案提出に先立ってその内容の統一を図るほか、新組織で予定している取組等について実施計画案を決定・提示することにより、市町村議会及び法定協議会における調査審議に資することを使命とするものと思料。
- あわせて、今回の法定協議会及び当実務協議会は、市町村合併における協議会とは異なり、消防本部の本部機能統合のみならず、指令システムの共同整備や人材確保など個別事務の共同処理についても協議の対象とするものであることを改めて確認しておきたい。

2 須崎市の離脱表明を受けた今後の進め方

- 去る 9 月 3 日の実務協議会において、須崎市から協議離脱の意向が表明されたところ。
- 須崎市に対しては、当実務協議会における本日の確認事項を改めて伝え、翻意を促すこととする。
同市がこれに応じない場合にあっては、上記の事情に鑑み、引き続き、全 34 市町村が参加する姿を前提にしながら、当面は同市を除く 33 市町村の間で広域化に関する協議を進めることとしてはどうか。
その一方で、同市の協議復帰の門戸は開いておき、市町村が議会へ議案を提出するのに間に合うタイミングまでは、協議の進捗状況等を同市に連絡しながら復帰の呼びかけを続けてはどうか。

3 広域化の進め方に関する当面の検討方針

9 月 3 日会合後における市町村関係者の意見の状況等を踏まえ、広域化の進め方に関する当面の検討方針を次のとおりとする。

（１）基本的な考え方

消防本部の統合は、その実施時期や議論の進め方において、現行よりも時間的な幅を持たせた余裕のあるスケジュールに見直す。

一方で、消防指令システム等の全県共同整備は、現行システムの更新時期までに確実に実現する観点から、引き続き精緻なスケジュール設定・管理を期する。

その上で、当面は指令システム等の全県共同整備など、個別の共同事業に関する実施計画案の策定作業を優先して行う。

（２）検討方針

- ① 消防指令システム等の全県共同整備については、現在高知市及び土佐市が共同運用しているシステムの更新期として想定される令和 16 年度からの稼働を目指し、遅くとも令和 10 年度には整備事業の実施体制を構築する。

当面、新システム設計の前提となる部隊運用のあり方、新指令システムの設置場所等について検討を進める。

両市以外の市町村については、これを前提に現行システムからの移行計画を定め、実施計画案に盛り込む。

- ② 人材確保に係る先行的共同事業については、各市町村の参加希望に関する意向を把握したうえで、実施計画案に盛り込む。

この場合、「共同採用」の開始は広域連合発足後とし、それまでの間は「共同募集」及び「共同試験」の範囲内での事業実施とすることを前提に調整する必要があることに留意する。

- ③ 消防本部統合の目標時期については、十分な準備期間において、新消防指令システムの稼働時までに全県一斉で統合を図ることを基本に検討する。

その場合、人材確保対策等の目的で、方面消防本部単位で構成市町村が一致して早期の統合を希望する地域がある場合は、関係市町村間での合意をできるだけ尊重して全県スケジュール案を調整し、実施計画案（骨子）に盛り込む。

- ④ 市町村議会等に議決を求める案件の取扱いについては、まず法定協議会の設置議案の議決を得て法定協議会を設置し、法定協議会において実施計画案の審議及び議決が行われるのを待って、各市町村議会でも広域連合設置議案の議決を求めることを基本に検討する。

（３）見直しの背景

消防広域化の取組については、本年 2 月に決定した「高知県消防広域化基本計画」に沿って進めてきたところであるが、最近において市町村側から下記のような意見等が表明されている。

- ① 9 月 3 日の協議会のほか、市議会議長会の会合等において、今回の広域化の取組に係るスケジュールが性急に過ぎ、見直しが必要であるとの意見が示されていること。
- ② 高知市議会特別委員会における議論では、広域化に関する議案審議のあり方として、広域連合設置議案と法定協議会設置議案の同時議決に反対であり、まず法定協設置議案を先議すべきであるとの見解。

これを踏まえると、広域連合を令和 10 年度に設置し「共同採用」を開始することが事実上困難となる可能性があり、人材確保に係る先行的共同事業への早期参加を希望する市町村との調整が必要となる可能性があること。

消防広域化調査特別委員会 中間報告

消防広域化調査特別委員会からの中間報告を行います。

消防による救急搬送・消火活動・人命救助などの様々な活動は、人命に直結する一分一秒の遅れが許されない活動であり、また、住民の財産を守るためにも欠かすことのできない消防組織法に定められた非常に重要な市町村の責務です。高知県の進める消防広域化は、高知県消防広域化基本計画あり方検討会により本年2月に策定された、高知県消防広域化基本計画に基づき、本年度立ち上げられた任意協議会である実務協議会において現在議論されています。

高知市議会では、これまで消防局から経過報告を受けるとともに本議会で質問もありました。ただ、この県の策定した基本計画や実務協議会での議論は、多くの課題を置き去りにしたまま、新たな組織を立ち上げようとする非常に拙速な手続きであり、高知市議会として議論を尽くさないまま承認することはできないとの判断のもと、専門的・集中的に審議を行うため、第513回高知市議会定例会において、消防広域化調査特別委員会の設置を決定しました。

消防広域化調査特別委員会の付議事件は、消防広域化に係る法定協議会の設置に関する件と消防広域化に係る広域連合の設置に関する件の2件であります。

本特別委員会では、7月 14 日に 1 回目の会議を開催し、(1)高知市消防局の沿革(消防広域化の必要性・組織案について)、(2)消防広域化基本計画の概要(消防広域化に関する第1回実務協議会の概要・検討事項)、(3)議決スケジュール(内容は、消防組織法、法定協議会と広域連合の設置に関する議決案件について、意向調査の本市の回答について、県案の課題についてなど)、それぞれ項目ごとに執行部から説明を受け質疑を行いました。

特に、県の示すスケジュール案に対して、タイトであり、県に対してスケジュールの見直しを求める多くの意見が出されました。また、県が示している統合後の広域連合本部と消防指令センターを高知市の総合あんしんセンター内に設置することなどが検討されており、これについて委員から説明を求め、市消防局からは、総合あんしんセンターに県全体の指令センターが設置された場合、スペースの都合で市の災害対策本部を市役所本庁舎に移転しなければならなくなり、大規模災害時の連絡調整に

支障をきたす恐れがあるとの説明がありました。

そして、9月3日の第2回高知県消防広域化に関する実務協議会の開催を受け、9月10日に2回目の消防広域化調査特別委員会を開催しました。当日、市執行部からは、9月3日に34市町村の首長らが参加した実務協議会について報告や質疑応答が行われ、協議会では「スピード感を重視し、スケジュールありきでついていけない」として須崎市が離脱を表明したことや、統合時期などの採決が見送られたことが示されました。

これについて委員からは、「スケジュールありきで議論を進めるのは止めなければならない」といったスケジュールの見直しに関する意見が、初回同様に多く出されました。

さらに、各市町村の指令システムの違いについて、高知市消防局から、高知市で独自に調査を実施している状況が示され、委員からは高知市が丸抱えで消防広域化を進めるには担うべき課題が多すぎるとの意見が出されました。

本特別委員会の委員も、人口減少や消防職員の人材確保、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への対応を考えれば、県内消防力を将

来にわたって維持・強化するための広域的な連携を検討する必要性については、十分に理解しております。

しかしながら、このような課題の解決に向け実施された9月3日の第 2 回実務協議会では、須崎市から離脱が表明されました。これは、県がこれまで実施してきた合意形成や制度設計の熟度が、現段階では十分でないことを示すものであります。そして、須崎市の離脱という、これまで議論されていた全34市町村での広域化の枠組みを根底から覆す事案により、すべての前提が変わるにもかかわらず、須崎市を棄権扱いとして採決を強行しようとしたこと、さらには、前日に採決のやり方を一方的に変更したことは、県の進めたい時系列での広域化を強行するため、採決を無理に行おうとしたとしか考えることができません。採決自体は桑名市長の提案により見送られましたが、このような手続きは、拙速で強行的な手続きを一方的に進めようとしたものであり、本特別委員会として、強く遺憾の意を示すとともに容認することはできない手続きであると言わざるを得ません。

さらに現在示されている消防広域化案には、統合時期、職員配置、財政負担、意思決定の仕組み、消防指令システム、総合あんしんセンター

の取扱いなど、高知市民の安全と高知市消防行政の将来に重大な影響を与える事項について、なお未確定な部分が多く残されております。

これまで今回の広域化について、議会は消防局に様々な確認を行ってきました。大きな問題の一つが、これまでの消防局からの説明で、本市消防局からの疑問や改善点の提案が県の案に適切に反映されていないことにあります。高知市議会から指摘した比較検討資料やデメリットの提示、スケジュールの見直しなどを含め、多くの改善提案について、第2回実務協議会での説明や資料が変更されることなく県から提案されました。特に広域連合設置や統合までの期間について、スケジュールの変更を高知市議会から求めたことも含め、高知市から何度も申し出をしていることを確認しておりますが、変更が検討された様子もなく、先ほど申し上げたように強行的で恣意的な方法での採決で決定しようとしたことは、県は本市の意見を聞く気がないと言わざるを得ません。

広域化は、期限に間に合わせる事が目的であってはなりません。本特別委員会では、広域化に重要なのは、消防力の維持・向上、適切な市民サービスの継続、そのための参加市町村の合意、議会の理解、消防職員の納得、財政負担の明確化等であって、これらが確認されないまま、

現行スケジュールを優先して広域化を推し進めるべきではないと考えます。そして、今回、須崎市の離脱表明がありましたが、消防広域化の本来の目的は、全34市町村が、共同して広域化を進めることにより、将来にわたって県内の消防力を維持・向上することであり、県の案に合意できないからと言って置き去りにするようなことをしないよう、全県で参画できる広域化の検討が今後も継続されることが求められていると考えます。

一方、複数の委員からは、万一、一部市町村が広域化の議論から離脱した場合には、一からシミュレーションをやり直すことを県に求め、議会に示すこと、その際には離脱した自治体が広域化の空白地域となることによる指令システムや消防部隊の運用方法などのデメリットを示すこと、また、消防広域化は、一度、広域連合を設置し消防本部を統合すれば、容易に元の体制へ戻すことのできない重大な制度変更であり、その判断は、県が示すスケジュールに合わせるのではなく、高知市民・県民の安全、消防の機能向上、消防職員の将来、財政負担及び議会による監視機能が確実に守られることを基準として行われなければならないとの発言がありました。また、今定例会においても、議会も含めた協議の場が必要であり、実務協議会のような議論の場への市町村議会の参画を県に提案することを求める意見もありました。

これらの内容を消防広域化調査特別委員会の総意として、市長においては県及び実務協議会に申し入れ、その協議結果を速やかに高知市議会へ報告するとともに、必要な条件が整うまでは、法定協議会及び広域連合の設置を拙速に進めることがないよう求め、消防広域化調査特別委員会の中間報告と致します。

以上